

理 由

食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を平成三十五年六月三十日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。